

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例 人口 106,303 世帯数 48,510（令和7年1月末現在） 単位 おおむね小学校区（7地域）	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例 人口 119,833 世帯数 58,029（令和7年1月末現在） 単位 おおむね小学校区（21地域）	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例 人口 397,723 世帯数 181,230（令和7年2月1日現在） 単位 小学校区（設立済み10地域）
○筑紫野市地域コミュニティ推進条例 平成28年3月31日 条例第17号 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	○八代市協働のまちづくり推進条例 平成31年3月22日 条例第5号 目次 前文 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 市民の役割(第4条) 第3章 市の役割(第5条・第6条) 第4章 協働の推進(第7条―第11条) 第5章 地域自治の推進(第12条―第17条) 第6章 市民活動の推進(第18条・第19条) 第7章 雑則(第20条・第21条) 附則 八代市は、広大な八代平野をはじめ九州山地や八代海など恵まれた自然に囲まれ、人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合いながら温もりある地域コミュニティが息づくまちづくりを進めてきました。 しかし、近年の少子化による人口減少、核家族化の進行による生活様式の多様化といった社会環境の変化は、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、地域コミュニティの果たす機能までも衰退させつつあります。 そのため、私たちは自ら考え行動する住民自治によるまちづくりに取り組み、そして地域協議会など同じ志をもった市民が市と一緒に課題解決への歩みを今はじめたところです。 これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体としての役割を自覚し、地域や市政に関心をもち積極的に参画することが求められています。また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。 このような認識の下、市民と市が対等の立場で話し合い、互いが自主的・自律的に考え、共に行動するという協働のまちづくりが必要とされています。 ここに、市民と市がそれぞれの役割を担い、共にまちづくりを進めていく仕組みを明らかにし、私たちの願いである安全で安心して暮らせる、誰もが幸せを感じ住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定します。	○豊中市地区まちづくり条例 平成4年10月7日 条例第25号 目次 第1章 総則(第1条―第5条) 第2章 地区まちづくり活動団体(第6条) 第3章 まちづくり協議会(第7条―第9条) 第4章 まちづくり構想(第10条・第11条) 第5章 法制度等を活用した地区まちづくり等(第12条・第13条) 第6章 助成等(第14条・第15条) 第7章 まちづくり委員会(第16条) 第8章 雑則(第17条・第18条) 附則

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
(目的) 第1条 この条例は、筑紫野市の発展の基礎である地域コミュニティについて基本理念を定め、市及びコミュニティ運営協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的に地域コミュニティづくりを推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、まちづくりのための市民等と市の役割を明らかにし、市民参加と協働を進めるための基本的な事項を定めることで、市民等と市が力を合わせて安らぎと活力のある地域社会を築いていくことを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、豊中市自治基本条例(平成19年豊中市条例第4号)第12条第1項に規定する地域自治組織の形成及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、その他地域自治に関する事項を定めることにより、地域自治の推進を図り、もって地域自治の発展に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域コミュニティ おおむね小学校区域における自治会、町内会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て、防犯等に関する機能団体が、それぞれの特性を生かしながら様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。 (2) コミュニティ運営協議会 地域コミュニティづくりを目的とする団体で、別表に定めるものをいう。 (3) 地域まちづくり計画 地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するためにコミュニティ運営協議会（以下「協議会」という。）が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。 (4) 補完性の原理 個人の自立に基礎を置き、個人でできることは自助として個人で解決し、個人で解決できないことは共助として地域、NPO等が解決し、それでも解決できない場合に公助として市が解決するという考え方をいう。	(定義) 第2条 この条例で主に使われる用語の意味は、次のとおりです。 (1) 市民 市内に居住する者をいいます。 (2) 市民等 次に掲げる者をいいます。 ア 市民 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で活動する個人及び法人その他の団体 (3) 事業者 市内で営利を目的とした事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。 (4) 地域コミュニティ 住民同士のつながりが保たれる一定の区域において、市民等がお互いに交流し、地域の課題解決等に取り組む社会をいいます。 (5) 市民参加 市が行う政策及び計画の立案から実施、評価等の各過程に、市民等が自らの意思と判断により参加することをいいます。 (6) 協働 市民等と市が、より良い地域をつくりあげていくため、お互いが対等な立場で知恵を出し合い、力を合わせて活動することをいいます。 (7) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組及び活動をいいます。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域自治組織 豊中市自治基本条例第12条第1項に規定する地域自治組織をいう。 (2) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。 (3) 地域住民 次に掲げるものをいう。 ア その地域内に居住する者 イ その地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ その地域内で活動する個人及び法人その他の団体 エ その地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 オ その地域内に存する学校等に在学等する者

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
(基本理念) 第3条 地域コミュニティづくりは、市民の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。 2 地域コミュニティづくりは、市民と市とが対等な関係で、相互に役割を理解し、協働して行われるものとする。	(基本理念) 第3条 市民等と市は、次の原則を基本として、協働のまちづくりを進めていきます。 (1) お互いが、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え行動する住民自治によるまちづくりを推進します。 (2) お互いが、対等なパートナーであることを認識し、それぞれの特性や得意分野を生かし、連携・協力します。 (3) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有します。 (4) 市は、市民等が自発的に行う、生活と地域社会への貢献を目的とした活動を尊重します。	(基本理念) 第3条 地域自治は、地域住民による活発な地域コミュニティの活動を基礎として成り立つものであることにかんがみ、地域住民及び市が、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。 (1) 地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮すること。 (2) 地域自治組織の形成及び活動を通じて、地域自治の仕組みを継承し、及び発展させることができるよう段階的に取り組むこと。 (地域自治の原則) 第4条 地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。 (1) 自主性の尊重と対等の原則 一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重するとともに、地域住民が互いに対等な立場で取り組むこと。 (2) 民主性の原則 民主的に定められた規約等にとり、民主的な手続により取り組むこと。 (3) 地域資源尊重の原則 地域の歴史、文化、景観、活動その他の地域の資源を尊重し、当該地域の特性に応じて取り組むこと。 (4) 補完性の原則 地域住民が協力、連携及び相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けた取組を行うとともに、市がその取組に必要な施策を実施すること。 (5) 情報共有・参画・協働の原則 地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。
(市の役割) 第4条 市は、前条に規定する地域コミュニティづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民の自主性を尊重しつつ、地域コミュニティづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。 2 市は、地域コミュニティが目指すべき姿について協議会と協議し、地域コミュニティ基本構想として定めるものとする。 3 市は、地域コミュニティ基本構想に基づき市が行う施策について地域コミュニティ基本計画として定めるものとする。	(市の役割) 第5条 市は、市民等が市政について自ら考え、参加することができるよう、市民等が必要とする情報を積極的に分かりやすく提供します。 2 市は、市民等に市政について分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応します。 3 市は、市民等の意見等を聴くため、様々な市民参加の機会を積極的に設けながら、市民等の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めます。	(市の役割) 第6条 市は、地域コミュニティの活性化並びに地域自治組織の形成及び活動の支援その他地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならない。

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
	4 市は、市民等に対し市民参加及び協働に関する啓発に努めます。	
（市民の役割） 第5条 市民は、基本理念に基づき、地域への関心を高めるとともに、地域コミュニティづくりの推進に努めるものとする。	（市民の役割） 第4条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加し、協力するよう努めます。 2 市民は、市民参加及び協働にあたっては、積極的に提案し、行動するよう心がけます。 3 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心をもち、積極的に情報を得るよう努めます。 4 市民は、自らが住む地域に関心をもち、お互いの立場を理解し、連携・協力し、地域の活性化及び課題解決に向け自らの意思と判断で行動するよう努めます。	（地域住民の責務） 第5条 地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題の解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。
（協議会等の役割） 第6条 協議会は、地域住民、地域で活動する各種団体等の交流と支え合いを通して、地域コミュニティづくりに資する活動に主体的に取り組むものとする。 2 協議会及びその構成団体等（以下「協議会等」という。）は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。 3 協議会等は、自らの活動について情報を発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が地域住民に理解されるよう努めるものとする。	（地域協議会） 第14条 地域協議会とは、地域の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、自治会をはじめ地域の各種団体などにより、おおむね小学校区を単位として自主的に設置された地域自治組織です。 2 市民等は、地域協議会の活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めます。 （地域協議会の役割） 第15条 地域協議会は、住民相互の交流と支え合いを通して、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組めます。 2 地域協議会は、地域の課題を解決するため、市その他の組織と協働のまちづくりを推進します。 3 地域協議会は、自らの活動についての情報発信及び共有を図るとともに、地域住民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。 4 地域協議会は、市民等のふれあい、地域の特色を生かしたまちづ	（地域自治組織の認定等） 第7条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。 (1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。 (2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。 (3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。 (4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。 2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
	くり等の拠点として、コミュニティセンターを積極的に活用します。	定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該地域自治組織にその旨を書面により通知するものとする。 4 市長は、前項の審査を行う場合において、その地域自治組織が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に第1項の認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、第1項の認定を行わない。 5 第1項の認定を受けた地域自治組織(以下「認定を受けた地域自治組織」という。)は、代表者又は規約の変更その他の市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第1項各号の規定に該当しなくなったと認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。
(役割分担) 第7条 市と協議会等との役割分担は、補完性の原理に基づくものとする。		
(協定書) 第8条 市と協議会は、地域コミュニティづくりを推進するために必要な事項を協議し、協定書を交わすものとする。		(パートナーシップ会議等) 第10条 認定を受けた地域自治組織及び市は、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための会議(以下「パートナーシップ会議」という。)を開催することができる。 2 認定を受けた地域自治組織及び市は、パートナーシップ会議の結果を踏まえ、協力し、連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けた取組を行うものとする。 3 認定を受けた地域自治組織及び市は、前項に規定する取組を行う場合において、豊中市自治基本条例第29条第1項に規定するパートナーシップ協定を締結することができる。
(地域まちづくり計画の尊重) 第9条 市は、地域コミュニティづくりの推進のために必要な施策の策定及び実施に当たっては、協議会が策定した地域まちづくり計画を可能な限り尊重するものとする。		(地域づくり活動計画) 第9条 認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、計画期間、活動の内容、役割分担その他市規則で定める事項を記載した計画(以下「地域づくり活動計画」という。)の策定に努めるものとする。

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
（協議会への支援） 第10条 市は、地域コミュニティづくりを推進するため、協議会に対して財政支援その他必要な支援を行うことができる。	（市職員の意識及び参加促進） 第6条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して、協働のまちづくりについての認識を深めるための研修等を行うことで、市職員一人ひとりの意識改革を図ります。 2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、地域づくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。 （情報の共有） 第7条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めます。 2 市民等はお互いに、個々がもつまちづくりに関する情報に関心をもち共有することに努めます。 （市民参加の対象） 第8条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設けるよう努めます。 (1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止 (2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止 ア 市の基本的な方針を定める条例 イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税及び国民健康保険税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止 (4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止 （人材育成） 第11条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めます。 （地域協議会との協働） 第16条 市は、市民等の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域協議会の活動の周知・啓発を行います。 2 市は、地域協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。 3 市は、地域協議会の活動を促進するための適切な支援を行います。	（市の支援） 第8条 市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。 2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。 （推進体制の整備等） 第12条 市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。 (1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携の確保その他必要な体制を整備すること。 (2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。

①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
（事業に係る措置） 第 11 条 市は、地域において処理する方が効果的に行い得る事業、地域の自立に資することができる事業その他地域において処理することが適当と認められる事業を協議会に委ねることができる。この場合において、市は、当該事業について必要な措置を講ずることができる。		
（委任） 第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（その他） 第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。	（委任） 第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。
附 則 （施行期日） この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 この条例は、平成 31 年 8 月 1 日から施行します。	附 則 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 2 市長は、地域自治の推進状況，社会経済情勢の変化等を勘案し，この条例の施行後 3 年以内に，運用状況について検討を加えなければならない。この場合において，地域住民は，市長に対して，この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。 3 市長は，前項の検討の結果を公表するとともに，その結果に基づき，必要な措置を講じなければならない。

その他の項目		
①福岡県 筑紫野市 筑紫野市地域コミュニティ推進条例	②熊本県 八代市 八代市協働のまちづくり推進条例	③大阪府 豊中市 豊中市地区まちづくり条例
別表（第2条関係）	（市民参加の方法）	（活動報告等）
団体の名称	第9条 市は、市民参加の対象となる事項について、次に掲げる市民参加の方法のうちいずれか1以上の方法を実施し、広く市民等に意見等を求め、市政に反映するよう努めます。	第11条 認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動の報告書を市長に提出しなければならない。
二日市コミュニティ運営協議会	(1) アンケート (2) パブリックコメント (3) ワークショップ (4) 説明会 (5) 審議会等 (6) その他市長が必要と認める方法	2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。
二日市東コミュニティ運営協議会	（市民参加の公表）	（施策の実施状況の評価等）
山口コミュニティ運営協議会	第10条 市は、前条各号に掲げる方法により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表します。	第13条 市長は、毎年度、地域自治の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、その内容を評価しなければならない。
御笠まちづくり協議会	（地域自治の推進）	2 市長は、前項の規定による評価の結果を市のホームページに掲載する方法及び市長の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。
山家コミュニティ運営協議会	第12条 地域自治とは、協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティにおいて、市民が自主的に防災や環境の保全をはじめとする様々な地域課題を解決し、安心して暮らせる住みやすいまちをつくろうとする活動です。	
筑紫よかまち協議会	2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うなど、協働のまちづくりを進めます。	
筑紫南コミュニティ運営協議会	（自治会(町内会、区会等)）	
	第13条 自治会とは、一定の地域に住む市民(以下「住民」という。)が、交流し互いに助け合いながら、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的に設置された基礎的な地域自治組織です。	
	2 市民等は、自治会の活動への理解を深め、その活動に参加し、又は協力するよう努めます。	
	3 自治会は、住民一人ひとりが意見を言い、十分話し合い、お互いが理解したうえで活動を進めるよう心がける必要があります。	
	（事業者の役割）	
	第17条 事業者は、地域コミュニティの一員として、地域社会と連携し、広く地域全体の利益となる活動に参加し、又は協力し、地域コミュニティに貢献することが望めます。	
	第6章 市民活動の推進 （市民活動団体の役割）	
	第18条 広く社会全体の利益となる社会貢献活動を自主的に行う団体(以下「市民活動団体」という。)は、その特性と専門性を生かし、まちづくりを推進するよう努めます。	

	2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めます。 3 市民活動団体は、まちづくりに取り組む他の組織及び市と連携・協力するよう努めます。 （市民活動団体との協働） 第 19 条 市は、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動を市民等に周知します。 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援を行います。	
	第 7 章 雑則 （条例の見直し） 第 20 条 この条例は、必要に応じて見直すものとします。	